

# 秩序ある生活を送るために（校則）

生徒支援部

社会とは、人と人との関わりであり、人が生きていくうえで「秩序」はなくてはならないものです。住みよい社会を形成していくためには、思いやりの心を持って人と接すること、また、規律を守っていくことが必要です。

## 1. 登 校

生徒は始業5分前までに登校し、所定の教室に入ること。

## 2. 欠席・遅刻・忌引

欠席、忌引、および遅刻の時は速やかに保護者より学校へ連絡をすること。

## 3. 校内の整備

校内の整備につとめること。掃除当番、および当番は誠実に責務を果たすこと。

## 4. 校舎校具の保全

- (1) 校舎・校具・教材等の使用にあたっては、丁寧に扱い、落書・破損・紛失等しないようにすること。
- (2) 許可なく校内で火気を取り扱わないこと。

## 5. 携行所持品

- (1) 身分証明書、各教科の学習および教科外活動に必要な教科書、用具は必ず持参すること。また、それ以外の不必要な物品は持参しないこと。
- (2) カバン・ベルト等の必要物品は、華美なものはいけない。
- (3) 必要以上に金品は持参しないようにすること。また、生徒相互の金銭物品の貸借はしないこと。
- (4) 携帯電話・スマートフォン等の情報端末機器は、誓約書を提出した場合のみ校内持込を認める。ただし、使用はコミュニティホールのみとする。

## 6. 交 友

- (1) 互いに人格の尊重・向上に努めること。
- (2) 男女間の交際は公明正大なものであること。

## 7. 校外生活

- (1) 校外では社会人または家庭人としての自覚に基づく行動をし、生徒の誇りを保つこと。
- (2) 夜間外出は、午後10時までとする。やむを得ない場合は保護者同伴とする。
- (3) 友人宅での外泊は禁止する。また、友人宅の訪問は相互の向上に役立つものであること。

## 8. 容 儀

(1) 服装はその人の品性を表すものである。常に清潔で華美に流れず端正であること。

制服、その他を改造、変形してはならない。

更衣の時期は6月1日、10月1日を原則とし、状況に応じ猶予期間を設ける。

男子 黒色詰襟学生服（学生服）ボタンは本校制定のものをつける。襟章の校章は右につける。

女子 セーラー服濃紺（学校制定）ネクタイは白色。校章は左胸につける。

(夏季)

男子 校章入り開襟シャツ、長袖・半袖の2種（学校制定）

女子 セーラー服白色、長袖・半袖の2種。スカートは濃紺（学校制定）。ネクタイは黒。

(その他)

冬季は、登下校時に、防寒具・カーディガンの着用を認める。色は黒、紺、白などとする。

教室内では制服の上に着用してはならない。

(2) 頭髪は高校生らしい品位と清潔の保持に常に注意しなくてはならない。

パーマ・染色・脱色・付け毛・アクセサリ等は禁止する。

(3) 校舎内では学校制定のズックまたはスリッパを用いること。

(4) ピアス・指輪・ネックレス等、必要のない装飾品は身につけないこと。

(5) 特別な理由により上記の規定に反する場合は、届け出ること。

## 9. 禁止事項

下記事項は禁止する。

(1) 考査の不正行為

(2) 飲酒・喫煙

(3) 賭博及びその場所に出入りすること。

(4) 遊戯場（パチンコ店・ゲームセンター等）及び不健全な飲食店に出入りすること。

(5) 暴力行為

(6) 成人向き動画、有害動画等の鑑賞。

(7) 交通違反および特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に乗ること。

(8) 自動車・バイクの運転免許の無許可取得および自動車・バイクでの通学。

(9) インターネット・SNS 上の誹謗中傷行為。

(10) その他生徒としての本分に反すること。